平成２８年（フ）第１５７号
三重県津市末広町28番33号　セントレアＩ５号室
債務者　増井　弘行
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６４号
三重県津市藤枝町13番地
債務者　豊田　尚仁
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５５７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―707号
債務者　岡田　順子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９１号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目６番42号、前住所愛媛県新居浜市平形町４番35号
債務者　吉賀　恵美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２９０号
宮崎市霧島２丁目167番地　金丸アパート101号、前住所宮崎市霧島１丁目90番地
債務者　根井　竜次
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1370番地２　アメイジンググレイス３Ａ
債務者　橋本　朱理
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３号
宮崎県日南市園田２丁目７番３号
債務者　安藤　雅彦
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第７９号
鹿児島県姶良市加治木町反土21番地１　ベネエッセ101号
債務者　蓮見　　純
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
長野県上伊那郡中川村片桐2447番地43
債務者　篠原　俊也
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２０６号
兵庫県明石市硯町２丁目７番20―602号、前住所兵庫県明石市新明町１番15号
債務者　佐藤　有紀
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
神戸市西区水谷１丁目19番19―203号
債務者　根本　　晋
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の６　県住１―305号
債務者　玉田　宏文
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
愛知県常滑市飛香台７丁目11番地の３　ヴィラロッソ201号、前住所兵庫県明石市大久保町大窪943番地の２　ブランベール大久保301号
債務者　永吉　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
神戸市西区大津和２丁目６番地の22　ホワイトヒル小野201号
債務者　村田　知映
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
神戸市西区岩岡町古郷2190、住民票上の住所神戸市北区甲栄台３丁目５番42―46号
債務者　島田　裕司
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係